

## 城陽市議会基本条例の検証結果について

1. 今回の検証においては、現行の条文及び解説を変更する必要はないと認めた
2. それぞれの条項の検証結果等は、次のとおり

条項	取り組み状況及び検証結果
前 文	条文に従い、これまでどおり取り組む
第1条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第2条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第3条	条文に従い、これまでどおり取り組む なお各号の検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第4条	条文に従い、これまでどおり取り組む なお各号の検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第5条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第6条	条文を重んじ、より積極的に取り組む ・情報公開には、別途条例に基づき適切に対応したものの、積極的な情報提供のあり方は、なお一層検討する ・傍聴者に対する会議資料の提供時期等を検討する ・会議日程及び議題は、本会議だけでなく、委員会についても、市民への適切な周知方法を模索する ・参考人制度は、本条例に基づき、請願審査で実施したが、市民参画や意見反映の場の充実に向けて、さらに取り組む必要がある
第7条	条文を重んじ、より積極的に取り組む ・議会報告会は、条例制定後3回開催したが、定期的に行うよう、実施方法等について論議を深める
第8条	条文に従い、これまでどおり取り組む ・議会広報の編さん方法は、引き続き検討を加え、よりわかりやすいものにしていく ・平成25年12月から実施している本会議の中継・録画放映は、利用の拡大に向けて啓発を強める
第9条	条文に従い、これまでどおり取り組む なお検証については、関連する条項の中で、具体的事項を記す
第10条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第11条	条文の趣旨を受け、速やかに検討を始める
第12条	条文に従い、これまでどおり取り組む
第13条	条文を重んじ、より積極的に取り組む ・一問一答は、一般質問において選択制により実施したが、論点や争点をより明確にするためにも、質問方法について、一考する必要があると思われる ・反問は、これまで2回のみであったが、議会と執行機関の活発な議論をはかるためにも、多くの機会で行使が期待される

条項	取り組み状況及び検証結果
第14条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自由討議は、委員会における審査時に適用しているが、これまでの実施状況は極めて少なかった。責任ある表決と市民への説明責任を果たすためにも、積極的な活用を図る</li> </ul>
第15条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の組織等は、別途条例で3の常任委員会を設け、7人の議員が複数の委員会に所属しているが、委員会の果たす役割にかんがみ、常任委員会の数等は、改めて検討を加える。また閉会中の委員会開催も積極的に進めていく必要がある</li> <li>・請願及び陳情審査における提出者からの意見聴取は、市民参画の一環として、極めて重要な意味を持っており、積極的な対応を改めて確認した</li> </ul>
第16条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の議長を招き、年1回の研修会を開催してきた。専門家を招くなど異なった形の研修会の計画的な実施を検討するとともに、議員自らの調査研究活動の強化を図る</li> </ul>
第17条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料の充実と、系統的な整理・保管に向けて一層の取り組みが望まれる</li> <li>・市民利用が全くない状況からも、利用周知の啓発が必要である</li> </ul>
第18条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査、法務担当職員の充実強化は急務である</li> <li>・研修の機会を一層確保するとともに、たゆまぬ自己研鑽が望まれる</li> </ul>
第19条	<p>条文に従い、市民の代表として、これまでどおり取り組む</p>
第20条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年には、議員定数削減請願を不採択に決めたが、適正な議員定数のあり方については、引き続き検討していく</li> </ul>
第21条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年には、人事院勧告に基づき、議員の期末手当の引き上げ議案を可決したが、適正な議員報酬のあり方については、引き続き検討していく</li> </ul>
第22条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係例規や政務活動費の手引きに基づき、適正に処理したが、なお慎重に対応していく</li> <li>・現在、議会ホームページで公開している収支報告書及び政務活動費項目別支出一覧表以外の資料提供のあり方を検討し、使途の透明性の一層の確保を図る</li> </ul>
第23条	<p>条文を重んじ、より積極的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意見を的確に市政に反映させるために、不断の改革に努めることを改めて確認する</li> <li>・議会活性化推進会議の具体的な委員構成等は、新しい議会構成の中で検討する</li> </ul>
第24条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p>
第25条	<p>条文に従い、これまでどおり取り組む</p> <p>なお検証の方法については、検討していく</p>